

## 用 語 解 説

	用 語	解 説
あ 行	育児・介護休業法	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のこと。育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援することを目的としている。平成 22 (2010) 年 6 月から「短時間勤務制度」、「所定外労働（残業）の制限」、「介護休暇」制度の創設、及び「子の看護休暇制度の拡充」、「父親の育児休業の取得促進」などについて改正され、施行された。平成 24 (2012) 年 7 月から従業員 100 人以下の事業主にも「短時間勤務制度」、「所定外労働（残業）の制限」、「介護休暇」制度が適用となった。
	イクボス	職場でともに働く部下のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と生活を充実させている上司（経営者、管理職）のこと。
	イクメン	子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性や、将来そのような人生を送ろうと考えている男性。
	NGO	「Non Governmental Organization」の略。国際協力に携わる「非政府組織」、「民間団体」のこと。開発、人権、環境、平和など地球規模の問題に国際的に取り組んでいる非営利の民間組織。
	NPO	「Non Profit Organization」の略。自発的な意思により、福祉、人権、環境、まちづくりなどの分野で社会貢献活動を行う民間の非営利団体のこと。
	エンパワーメント	「力をつけること」の意で、一人ひとりが社会の一員として自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在となること。
か 行	隠れたカリキュラム	学習教材や教職員の言葉、態度、学校運営等を通じて、気づかないまま子どもたちの価値観の形成に影響を与えているメッセージ機能のこと。例えば、教材の中の男性像・女性像の描かれ方、色や遊びの選択、子どもたちに対する呼び方、名簿の順番、ほめ方、叱り方、学校行事やクラブ活動での役割分担で男女の差をつけることなど。
	家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。これらを実現するために、農業経営を担っている家族が話し合い、営農計画の作成、労働報酬等の利益の分配方法、労働時間や休日等の就労条件、資産譲渡などについてのルールを文書にして取り決めたもの。

	用語	解説
さ 行	参画	「参加」は仲間、一員として加わることであるが、「参画」は単に参加するだけでなく、企画・立案や決定にも自らの意思で関わり、意見や考えを出し、負担も責任も担い合うという、主体的かつ積極的な態度や行動をいう。
	ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）	「社会的性別」ともいう。人間には生まれつきの「生物学的性別」（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。なお、「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
	女性活躍推進法	「女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律」のこと。女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るための法律。女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づけている。
	女性に対する暴力	夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性の人権を著しく侵害する行為。
	女性問題	家庭・地域、職場や政治・経済・教育・文化などさまざまな分野で、女性が女性であるということだけで受けているさまざまな差別や不平等、不利益、制約などの問題。
	性的マイノリティ	「性的少数者」、「セクシュアル・マイノリティ」ともいう。男性と女性で二分化し、当たり前であるとする異性愛社会において、こうしたことから外れているとみなされている人たちのこと。具体的には、同性愛者、両性愛者、性同一性障害者、半陰陽者等のことをいう。
	性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として、役割を固定的にわけること。「男は仕事、女は家庭」、「男は主要な業務、女は補助的業務」など、固定的な考え方により、男女の役割を決めたりすること。また、女性の社会進出により「男は仕事、女は家庭も仕事も」という新たな役割分担意識も生まれている。女性の能力発揮と社会参画を阻害する考え方として、見直しが必要とされている。
	性暴力	本人の望まない性的行為によって相手に身体的、精神的苦痛を与える行為。主として男性が女性を暴力により性的に侵害すること。

	用 語	解 説
	セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	性的嫌がらせのこと。「セクシャル・ハラスメント」ともいう。相手の意に反した性的な発言や行動で、例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、さまざまな態様のものが含まれる。立場を利用したり、性差別の上に成り立っていることが多く、雇用の場では問題となっている。良好な人間関係の形成を阻害する行為であることを正しく認識することが求められており、職場のセクハラ防止のために事業主には雇用管理上必要な措置を講ずることが義務づけられている。
た 行	男女雇用機会均等法	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のこと。募集・採用・配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇における差別的な取り扱いを禁止することなどを定めた法律。ポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメントに関する規定なども設けている。
	男性問題	女性問題と表裏関係にあり、さまざまな分野で男性の考え方や行動、生き方、働き方などを制約している問題。例えば、男性を中心とした能力主義の現代社会において、男性が会社や学校での成績や業績に過剰適応し、仕事依存・勉強依存に陥り、自分らしさや、家庭や地域での他者との豊かなコミュニケーションを失ってしまうことなど。
	デートDV	婚姻をせず、同居もしていない交際相手からの暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、傷つく言葉を言うなどの精神的暴力や性的な暴力、交友関係や携帯電話を監視して行動を制限することも含まれる。
	DV（ドメスティック・バイオレンス）	夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力のこと。相手を支配するための一方的な暴力であり、対等な立場での一時的な夫婦げんかなどとはまったく性質が異なる。また、暴力は次に挙げるように多様な形態をとる。 ① 身体的暴力…殴る、蹴る、突き飛ばす、引きずる、物を投げつける ② 精神的暴力…言葉で傷つける、大声でどなる、無視する、脅す ③ 経済的暴力…仕事をさせない、お金を渡さない、借金を強要する ④ 社会的暴力…交友関係を制限し、社会的に隔離したり、行動を管理・制限したりする ⑤ 性的暴力…意に反するあるいは屈辱的な性関係の強要、避妊に協力しない ⑥ 子どもを巻き込む暴力…子どもの前で暴力を振るう、ののしる、バカにする、子どもに悪口をふきこむ
	テレワーク	I C T（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方であり、企業に勤務する被雇用者が行うテレワーク（雇用型）や個人事業主・小規模事業者等が行うテレワーク（自営型）などの形態がある。

	用 語	解 説
は 行	パートナーシップ	お互いを自立した主体的存在として認め合い、対等に立場で連携・協力し合いながら、共存・共生できる関係。
	ファミリー・サポート・センター	子育て家庭における仕事と育児の両立支援のため、「育児の援助を受けたい人（お願い会員）」、「育児の援助活動をしたい人（まかせて会員）」が会員となって助け合う事業。
	放課後児童クラブ （学童保育所）	保護者が勤めに出ている学童を放課後や学校の長期休暇中に保護者に代わって保育する施設。
	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	「積極的参画推進措置」、「積極的差別（格差）是正措置」ともいう。さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。
	母性	女性の妊娠、出産等に関わる「産む性」としての身体的、生理的機能に着目した概念。
ま 行	マタニティ・ハラスメント（マタハラ）	働く女性が妊娠・出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で、職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせやいじめ、退職を促される行為のこと。
	無償労働	「アンペイドワーク」、「不払い労働」ともいい、賃金、報酬が支払われない労働を意味する。家事や育児、介護・看護、買物などの家事労働などをいう。
ら 行	ライフスタイル	衣食住の生活の基本的な部分から、趣味、思想まで含めて、その人個人の価値観を持ち、それに基づくその人独自の生き方、暮らし方。
	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自らの希望するバランスで展開できる状態のこと。